

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.150 May 2015

Contents

投資情報

2015年の年度報告制度 2

中国資本市場の概要③

～中国の新三板市場～ 7

投資情報 Q&A

Q: 地方各種優遇措置の整理、廃止が見直されたというのは本当でしょうか。

～地方政府、開発区による各種優遇措置の整理、廃止を撤回～ 10

税務情報

国家税務総局の2015年の税務調査計画より ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～ 11

第12回中国ビジネス実務セミナー

～中国子会社管理担当者・赴任予定者の為の集中講座～ 13

中国業務に関する主なお問合せ先 15

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: デロイト トーマツ 合同会社 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

2015年の年度報告制度

2014年3月1日に改正施行された「会社法」(以下“改正法”と表記)により、従来の共同年度検査(聯合年検)制度から年度報告制度に移行しています¹。

従来の共同年度検査は、外商投資企業に対して工商行政管理局を始めとした商務部、財政部、税務局、統計局、外貨管理局の六部門が共同で実施する検査であり、企業の登記事項や届出事項、経営状況等に関し、全面的な審査を実施していました。同制度では、企業は毎年検査を受ける必要があり、合格した企業には営業許可証上に“共同年度検査合格”が表示され、企業に返却されました。不合格の場合、まずは是正措置が要求され、是正がなされず情状が深刻な場合には工商行政部門により営業許可証が取り消される可能性もありました。

一方、年度報告制度は、工商行政部門宛の年度報告と五部門(商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局)宛の共同年度報告により構成されます。このうち、前者は工商行政部門が全企業を対象に企業情報公示制度²の一部として実施するものです。一方、後者は五部門が外商投資企業の経営状況に関する管理を目的として実施しますこれらの報告は、従来の毎年度終了時の検査に重点を置き企業を管理する方式から“事中事後”管理の方式へと変更されています。すなわち、各企業が報告する情報の信憑性の確保を企業に課す一方で、行政当局は期中及び報告後に管理し処罰することにより、当該情報に対する信頼性を確保します。

2015年に行う年度報告は、工商行政部門宛の年度報告に関して、その手順を確定させていますが、五部門宛の共同年度報告については、現時点で明確になっておらず、今後、別途、2015年の年度報告に関する通達が公布される予定です。但し、年度報告で使用するシステムとして、「全国外商投資企業年度運営状況ネット上共同申告及び共有システム(2015)³」(以下“共同申告システム”と表記)が既に開設されており、同システムでは昨年用いた年度報告マニュアル等が掲載されています。従って、「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)に相当する関連規定は未公布ながらも、報告手順は昨年を踏襲するものと考えられます。

2015年の年度報告に係る制度の概要、報告手続、留意事項等は以下の通りです。

1. 報告期限及び報告システム

現時点において、工商行政管理部門宛の報告期限は“毎年1月1日～6月30日”と確定していますが、五部門宛の報告期限は未定です⁴。

¹ 関連通達:「企業情報公示暫定条例」(国务院令 第654号、以下「暫定条例」と表記)、「暫定条例の貫徹・具体化に係る関連問題についての通知」(以下“工商外企字[2014]166号”と表記)、「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)、「2014年外商投資企業の年度外貨経営状況の申告に関する関連問題の通知」(以下“匯綜発 [2014]58号”と表記)等。

² 参照資料:トーマツ チャイナ ニュース Vol.143(2014年10月)号

³ <http://www.lhnj.gov.cn/>

⁴ 例えば、上海市商務委員会は同委員会 Web 上で、共同年度報告期限等に係る質問に対して、“具体的な手順及びスケジュールは、共同年報網駅(www.lhnb.gov.cn)の通知公告を注視するようにとの回答に止まっている。

また報告種別として、工商行政部門宛の報告は「企業情報公示システム」を通じて行い、五部門宛の報告は共同申告システムを通じて行います。また、外貨管理部門は五部門への報告に加えて、別途、「外貨資本項目システム」を通じて報告を行う必要があります。

従いまして、制度の枠組みは工商行政部門宛報告と五部門宛の年度報告に大別される一方で、実務的な手続きは、従来の2システムから3システムでの登録による報告制に変更されています。

【年度報告の概要】

| 提出先の行政機関 | | 報告の種別 | 報告システム | 報告期限 |
|----------|--|----------|------------|--------------------------|
| 工商行政管理部門 | | 企業情報公示報告 | 企業情報公示システム | 毎年1月1日～6月30日 |
| 五部門 | 商務部門 財政部門 税務部門 外貨管理部門 統計部門 | 経営状況共同報告 | 共同申告システム | (2014年は 4月21日から6月30日) |
| | 外貨管理部門 | 外貨経営状況報告 | 外貨資本項目システム | (2014年は 5月12日から8月31日) |

2. 報告書類

(1) 企業情報公示報告

工商行政管理部門への報告項目は以下の通りです。下記①～⑥は必須項目であり、報告内容は企業情報公示システム上で対外的に公示されます。

| 報告項目 | |
|------|--|
| ① | 住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス等 |
| ② | 開業、休業、清算等の存続状況 |
| ③ | 投資による企業設立、持分取得 |
| ④ | 出資者または発起人の引受、払込出資額、出資時期、出資方法等 |
| ⑤ | 有限会社の出資者の持分譲渡等による変更 |
| ⑥ | ウェブサイト及びインターネット経営に従事する場合はオンラインショップ名称、アドレス等 |
| ⑦ | 従業員数、資産総額、負債総額、対外提供担保、所有者持分合計、営業総収益、主要業務収益、利益総額、純利益、納税総額 |

(2) 五部門宛の共同年度報告:

➤ 経営状況共同報告

主要な報告項目は以下の通りです。

| 報告項目 | |
|------|---|
| ① | 年度報告書:基本情報、出資状況、対外投資状況、支店機構状況、本年度生産経営状況、その他の状況、外国投資者持分統計表 |
| ② | 財務諸表:基本情報、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、所有者持分変動計算書、財務指標補足資料 |

➤ 外貨経営状況報告

上記の経営状況共同報告に加えて、外貨管理局専用の外貨資本項目システムを通じて以下の情報を提出する必要があります。尚、外商投資性公司の出資のみで設立された外商投資企業は、外貨年度報告を実施する必要が無いと定められています。

| 報告項目 | |
|------|--------------|
| ① | 企業基本情報 |
| ② | 貸借対照表 |
| ③ | 損益計算書 |
| ④ | 外国投資者出資持分統計表 |

3. 罰則

従来共同年度検査では、重大な違法行為や経営範囲逸脱行為、或いは規定に則った出資をしていないなどの理由により不合格となった企業に対しては、期限内の是正が命じられ、期限までに是正しない場合には罰金が課されるほか、情状が深刻な場合には工商行政部門により営業許可証が取り消される可能性もありました。

一方、2014年以降の年度報告制度では、工商行政部門宛報告と五部門宛の報告において、それぞれに罰則規定が定められています。

(1) 企業情報公示報告における罰則

工商行政当局は、企業による公示情報に対する信頼性を確保する為に、抜き打ち検査の実施と実施結果に対する処罰を行います。

抜き打ち検査には、工商行政管理部門が企業の類型、経営規模、所属業界、地理区域等の特定条件に基づく不作為抽出により対象企業を確定し検査を実施する“指向性検査”と、完全な不作為抽出により対象企業を確定し検査を実施する“非指向性検査”に大別されます。

尚、工商行政管理当局は各管轄内で全体の3%以上の企業を抽出し、検査リストを作成しなければならないと定めています。このうち、毎年の年度報告終了後に実施する抜き打ち検査では非指向性検査の実施が求められています。

企業が情報を適時に或いは真実通りに公示しないなどの場合には、工商行政管理当局令68号に則り、以下の処罰が下されます。

- ① 経営異常リストへの組入れ：
工商行政管理当局は、提出期限までに年度報告を公示しない場合など⁵の状況を有する企業を経営異常リストへ組入れます。但し、経営異常リストに組入れられた企業は、公示状況を訂正した後、工商行政管理部門に同リストからの移出を申請することが可能であり、工商行政管理部門は訂正内容を確認後に同リストからの移出を決定します。
- ② 重大な違法企業リストへの組入れ
経営異常リストの組入れから3年経過後も企業が公示義務を履行しない場合には、工商行政管理部門は当該企業を重大な違法企業リストに組入れ、企業情報公示システムを通じて対外的に公示します。
また、重大な違法企業リストに組入れられた企業の法定代表者や責任者は、3年間、その他企業の法定代表者や責任者への就任が認められません。
-
- ③ その他の処罰：
工商外企字[2014]166号では、企業が経営異常リスト或いは重大な違法企業リストに組入れられ、同時に企業の違法、規定違反行為が存在し、工商行政管理部門が行政処罰をすべき場合には、関連規定に基づく行政処罰の実施が要求されています。

(2) 五部門宛の共同年度報告

期限通りに報告しない、虚偽報告の実施、或いは生産経営活動中に違法行為を行った企業に対しては、共同年度報告に係る各部門がそれぞれ密接に連携しつつ各自の職責に基づき、法に則り処理するとのみ定められています。但し、外貨経営状況報告では下記の罰則が別途、定められています。

➤ 外貨経営状況報告における罰則

匯総発 [2014]58号に基づく2014年の報告期限は8月31日までですが、9月15日を外貨管理局による“報告督促期限日”とし、外貨管理局の各分局は報告督促期限日の3営業日以内に、未報告企業を“業務管理コントロール状態”に設置しなければならないと定めています。外商投資企業が報告督促期限日後に補充報告を申請する場合、合理的な理由があり、且つ規定通りの申告或いは検査に初めて参加しなかったのであれば、外貨管理局は企業の関連説明書簡の提出後に、補充報告手続きを実施し、資本項目情報システムを正常状態に回復させることが出来ます。しかし、合理的な理由が無い場合には管理検査部門による調査・処分後に、補充報告手続きを実施し、同システムを正常状態に回復させるとしています。

⁵ 経営異常リストへの組入れが必要なその他の状況については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.143(2014年10月)号を参照のこと。

尚、外貨管理局マニュアルによれば、“業務管理コントロール状態”とは外貨管理局により資本項目情報システムが暫定停止された状態であり、この状態に置かれている間、企業は外債登記などを含む資本取引に係る関連手続きの実施が不可能となりますので、注意が必要です。

4. 留意事項

現時点では五部門宛の報告期限は明確ではありませんが、従来の共同年度検査及び昨年五部門宛の報告も6月30日を期限としており、2015年についても当該期限までに報告が完了できるよう準備しておくことが望ましいものと考えられます。

また、2014年に年度報告制度へ移行後、実務的には報告手順や当局宛の提出書類に地域差が見られました。例えば、一部の地方政府は申請内容の品質を担保する為に外商投資企業に対して“報告データの送付手続きを会計事務所へ委託する旨を原則とする”との通知を独自に公布しました。また、外貨経営状況報告においても、提出書類間のデータの差額絶対値に乖離が大きい場合には、外商投資企業に対して書面での報告を求めた例もありました。

従いまして、2015年に行う年度報告においても、実務運用上では若干、地域差の生じる可能性があります。この為、今後、五部門及び外貨管理局による規定を注視すると共に、実務運用面では所在地の商務部門及び外貨管理部門による地方規定にも留意し、関連通達の公布後、迅速に対応できるように事前の準備を行うことが望ましいものと考えられます。

中国資本市場の概要③ ～中国の新三板市場～

多様化する企業の資金需要を満たすため、2012年、既存の上海証券取引所(上海メインボード)及び深圳証券取引所(深圳メインボード、中小企業ボード、創業ボードを含む)に加え、中国に全国規模の場外証券取引市場(店頭取引市場)－全国中小企業株式譲渡システム(以下“新三板”と表記)が設立されました。

新三板は国务院の認可を経て設立された全国規模の証券取引プラットフォームで、上海や深圳証券取引所と同様に中国証券管理監督委員会(以下、“証監会”と表記)の監督下におかれ、全国中小企業株式譲渡システム有限公司により運営・管理されています。新三板の主な機能は、非上場株式の公開譲渡、融資、買収等に関連するサービスを提供することです。新三板の登録には財務諸表の数値に関する基準が設けられておらず、登録に際し証監会の審査認可を必要としないなど、比較的容易に利用できる点がその特長と言えます。

1. 概要

2015年4月30日時点における新三板市場に関する統計数値は以下の通りです。

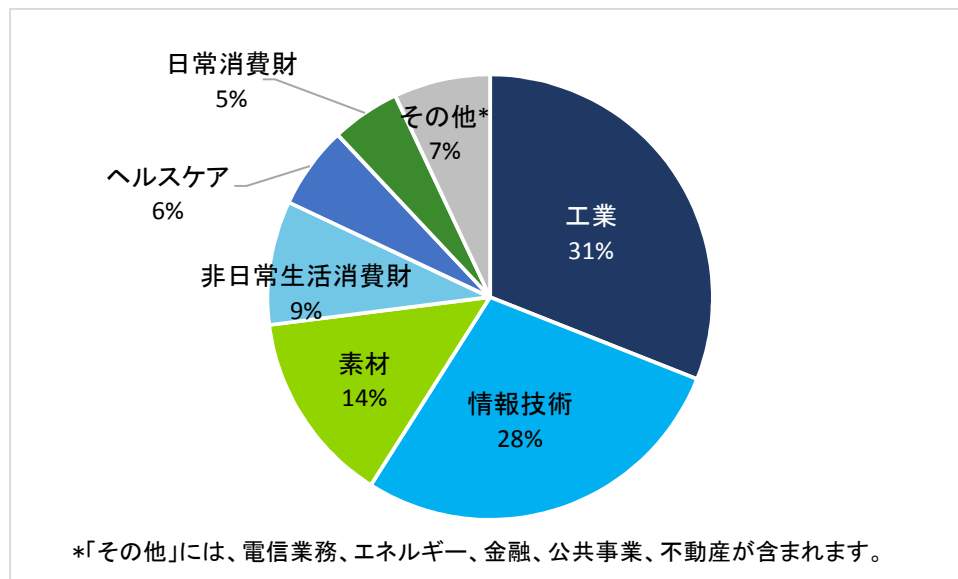
| 項目 | 具体値 |
|-----------------------|--------------------|
| a. 上場企業数 | 2,343 社 |
| b. 発行済株式数 | 1,058.51 億株 |
| c. 上場会社株式時価総額 | 1.12 兆元(約 22 兆円) |
| d. 上場会社平均株式時価総額 (c/a) | 4.78 億元(約 95.6 億円) |
| e. 当日取引高 | 11 億元(約 220 億円) |
| f. 売買回転率 | 0.1% |
| g. 株価収益率(PER) | 60.90 倍 |

(出所:全国中小企業株式譲渡システムホームページ) 上記の数値は時間の経過や市場の動向などにより大きく変化するため、参考値としてご参照ください。

新三板の登録会社数はメインボードに比べ多く、小規模、設立後の経過年数が浅いものの、高い潜在的な成長力が期待されるベンチャー企業が多く登録しています。一方で、新三板の登録会社の中には、100億元(約2,000億円)を超える株式時価総額の会社も数社存在します。

新三板では、大部分の株式が相対取引方式により売買されており、マーケットメイク方式を採用して株式を売買する会社は、登録会社全体の10%程度です。相対取引方式とは、売り手と買い手双方による直接取引です。一方、マーケットメイク方式は複数のマーケットメイカー(証券会社)が市場仲介し売り気配・買い気配及び流動性を提供し、売り手買い手の双方がマーケットメイカーと取引を行う仕組みです。マーケットメイク方式を採用する会社の株式取引の頻度や流動性は、相対取引方式より高いのが通常です。

なお、新三板に登録している会社の業種は以下の通りです(2015年4月30日時点)。



(出所: 全国中小企業株式譲渡システムホームページ)

2. 市場の特徴

上海・深圳の両証券取引所との比較における新三板の最大の特徴は、そのサービス対象、取引方式、適格投資者管理制度の3点にあります。まず、新三板市場を資金調達的手段として利用する主な会社は、革新型、ベンチャー型、高い成長力を有する中小企業です。現在は、相対取引方式及びマーケットメイク方式のいずれかが採用されていますが将来的にはオークション方式が採用されるとの情報もあります。また、実際に新三板で投資する投資者に対しては、厳格な適格投資者管理を実施しています。

| 項目 | 新三板 | 上海・深圳証券取引所 |
|---------|---|--|
| 取引方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイク方式 ・相対取引方式 ・オークション方式(予測) | <ul style="list-style-type: none"> ・オークション方式 ・大口取引 |
| 値幅制限 | 制限なし。 | +/-10% |
| 投資者参入制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・機関投資家 ・個人投資家は2年間の証券投資経験及び500万人民元を超える金融資産を有すること。 | 制限なし。 |

また、新三板は、地域性株式市場(四板)とも異なります。新三板は全国規模の公開証券市場であり、登録及び登録後の監督管理が証監会の非上場公開会社としての監督対象となります。新三板の登録会社の株主数は200名を上回ることができますが、四板市場は省級地方政府により設立・管理される非公開の市場であり証券市場に属さず、株主数は200名を超えることはできません。

3. 新三板に登録するための条件

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 主体資格 | 株式有限会社であり、法により設立され、事業継続年数が 2 年以上であること(株主構成に関する制限はなく、ハイテク企業に限らない)。 |
| 利益の額 | 条件なし。 |
| 純資産の額 | 条件なし。 |
| 株主資本の額 | 条件なし。 |
| 業務要求 | 業務が明確で、事業継続能力を有すること。 |
| その他の主な要求 | <ul style="list-style-type: none">ガバナンス体制が整備されており、合法的な経営がなされていること。株主権利が明確で、株式の発行と譲渡の行為が合法的に行われていること。 |
| 登録手続き要求 | <ul style="list-style-type: none">主幹事証券会社による業務、財務、ガバナンスのデューデリジエンスの実行。会計事務所による監査報告書及び弁護士事務所による法律意見の発行。主幹事証券会社による登録推薦、継続監督の実施。 |
| 登録審査認可方式 | 全国中小企業株式譲渡システム審査、証監会に届出。 |

4. 外商投資企業による新三板の利用

新三板では登録会社に対し株主構成に関する制限を設けていません。また、外資比率に関する特別の要求もないため、外商投資企業が新三板に登録する場合、外資比率等が障害になることはありません。但し、外商投資株式会社への組織変更をすでに完了している必要があります。また、資金調達能力の点では、新三板の登録会社は一般大衆に対し直接新株を発行することはできませんが、第三者割当による増資、優先株・私募債の発行等、通常の有限会社と異なる資金調達を実施することができます。

新三板市場への登録には証監会の審査認可が不要で、通常手続きが4～6か月で完了します。従いまして、新三板は企業にとっての新たな資金調達の選択肢として位置付けられます。

投資情報 Q&A

Q: 地方各種優遇措置の整理、廃止が見直されたというのは本当でしょうか。 ～ 地方政府、開発区による各種優遇措置の整理、廃止を撤回～

A: 国務院は 2014 年 12 月 9 日付で「**「** 税金等の優遇政策の整理と規範に関する通知」(国発[2014]62 号、以下“62 号通知”と表記)を公布し、地方政府に対し各種独自の優遇政策の禁止、独自で制定している優遇政策の報告等を求めています⁶。ところが、2015 年 5 月 10 日に「**「** 税金等の優遇政策の関連事項に関する通知」(国発[2015]25 号、以下“25 号通知”と表記)を公布し、62 号通知で要求されていた地方政府や部門による各種優遇措置の整理、廃止が見送られることとなりました。背景には、景気が減速を続ける中で海外から中国への直接投資を少しでも確保したい中央政府の意向があるとの見方が一般的です。

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、Vol.147(2015 年 2 月号)において 62 号通知が文字通りに実行されれば、地方政府や開発区による各種優遇措置を享受する日系企業に多大な影響が及ぶ可能性があるとして、実効性を注視すべき旨をお伝えしていました。今般 25 号通知が公布されたことにより、結果的に 62 号通知の実施を一時中断し、既存の地方優遇政策が継続される形となりました。但し、後述の通り、25 号通知には今後準備の整った段階で同趣旨の通知を公布する旨が記載されています。従いまして、地方政府等による独自の各種優遇措置を享受しているまたは享受しようとする企業は、将来的に改めて 62 号通知に類似する通知が行われるリスクに備え、自社の享受する優遇措置が地方政府等の権限を越えたものでないか、または、国務院等の必要な認可を得ているか等の点にも留意することが求められそうです。

25 号通知のポイントは、以下の通りです。

(1) 各地区や部門による既存の優遇措置の取り扱い

- ・ 優遇期限の適用期限あり: 当該期間中存続する。
- ・ 優遇期限の適用期限なし: 調整対象となる場合であっても、移行期間を設定し当該期間中は存続する。
- ・ すでに契約を締結済み: 引き続き効力を有し、実行済みの部分には遡及しない。

(2) 地方政府等による今後の独自優遇措置の制定

- ・ 地方政府等が各種優遇措置を制定する際は、関連する法律・行政法規の規定に従うとともに、その優遇措置が税金等に関連する場合には、事前に国務院の認可を得なければならない。

(3) 今後の整理、廃止の実施に関する方針

- ・ 62 号通知で規定されている整理、廃止は、今後準備を整えた上で再度実施する。

⁶ 62 号通知の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.147(2015 年 2 月号)を参照のこと。

税務情報

国家税務総局の 2015 年の税務調査計画より

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

国家税務総局は 2015 年 3 月に開いた全国税務調査作業会議を受けて、2015 年の全国における税務調査計画を明らかにした。当該計画には、2015 年に特別調査の対象となる主な領域/業種、各地の税務機関が国家税務総局に報告をするスケジュール等が示されている。

調査項目

特別調査の対象項目は指令性と指導性の項目に分けられる(後者は、国家税務総局が調査の実施を推奨する領域/業種である)。これらの項目以外にも、各地の税務機関は実際の状況に基づき、その他の領域/業種を調査範囲に組み入れることができる。

指令性調査項目 - 各地の税務機関が必ず調査しなければならない項目である

- 輸出税還付(免除)企業
- 金取引企業
- 資本取引

指導性調査項目 - 各地の税務機関は以下の項目から選択し、調査を行うことができる

- 不動産および建築据付業
- 高所得者の個人所得税
- 営利性教育研修機関

その他の調査項目 - これらの項目は各地の税務機関が自主的に決定する。例えば、上海では以下の項目が 2015 年の税務調査範囲に含まれている。

- 電子商取引
- 石油製品販売企業
- 商品卸売および小売
- 自動車の修理とメンテナンス(4S 店)
- 重点税源(即ち、政府の税収に比較的大きな貢献をしていると考えられる企業)(第一弾の重点税源調査(100 社の企業を含む)は 2 月中旬にすでに開始され、第二弾の調査は下半期に開始される見込みである。)
- 金融業、不動産業、国有企業の高級管理者および弁護士等の個人所得税の調査

一部のその他の地域の税務機関も重点税源および大企業を今年の調査対象としているが、調査の具体的な内容や重点は各地で異なる。

スケジュール

全国での調査作業は3段階に分けて行われる。

- プランニング段階(3月)–各地の税務機関は3月31日までに、調査計画を国家税務総局査察局に提出しなければならない。
- 実施段階(4～11月)–各地の税務機関は6月30日までに、半年間の作業総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない。
- 総括段階(11～12月)–各地の税務機関は11月30日までに、年度総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない。

コメント

ここ1～2年、企業が国外に支払うサービス費およびロイヤルティーに対する中国の税務機関の調査が厳しくなりつつあることから、このような対外支払項目は引き続き今年の税務調査においても重点事項の一つとされる可能性が高い。対外支払項目に関しては、以下のような点がよく問題となる。

- 国外に支払う金額は課税所得を計算する際に控除できるか否か。控除できる場合、いずれの年度において控除するか。
- 国内の支払者は企業所得税および間接税を源泉徴収する必要があるか否か。源泉徴収する必要がある場合、源泉徴収義務はいつ発生するか。
- 税額を源泉徴収していないか、あるいは源泉徴収額に不足がある場合、どのように延滞金および罰金の規定を適用するか。

アドバイス

調査項目の範囲に属する企業は調査の動向に注意を払わなければならない。また、自己調査を行うことによってリスクとなる点を把握し、当該リスクに関する予防措置を講じるとともに、必要なサポート文書を整えておくことを提案する。法規の規定が明確ではなく、争議が起こりやすい問題については、事前に専門家の意見を求めることも考えられる。

税務調査がすでに開始された企業は、積極的な態度をもって税務調査に協力し、税務機関からの質問に対しては、明確に矛盾のない形で回答する必要がある。調査の過程において、企業は特に、税務機関との間で意見の不一致が生じる可能性のある事項を適切に処理するように注意しなければならない。そのような事項については、調査の調書が作成される前に、できるだけ早く税務機関に適切な説明を行い、税務機関から企業の意見に対する理解および同意が得られるようにすることが望ましい。

第 12 回中国ビジネス実務セミナー ～中国子会社管理担当者・赴任予定者の為の集中講座～

主催: 有限責任監査法人トーマツ

中国では景気の減速やシャドーバンキング問題、経済格差の拡大や、環境汚染といった問題が山積しています。一方において、サービス業を中心に外資に対する一段の規制緩和や中間所得者層の台頭による中国市場における新たな商機の拡大が見られる等、外資企業の中国ビジネス環境は日々、進展および複雑化しています。近年は、労務コストの上昇やアセアン諸国・インド等の周辺諸国の台頭を受け、中国ビジネスの位置付けを再考すべき時期に来ているとの問題意識をお持ちの企業も多くなってきました。このような事業環境のもと、中国の既存事業の継続的な発展を実現するための最新かつ正確な情報に基づく戦略策定が、これまで以上に重要なテーマとなっています。

今回のセミナーでは、オープニングトークとしてデロイト中国で実務に携わる駐在員による現地レポート、有限責任監査法人トーマツ・税理士法人トーマツの専門家による、中国の会計・税務の基礎から応用までをカバーする講義を予定しています。また、午後にはデロイト トーマツ各分野の専門家による中国の組織再編をテーマとしたパネルディスカッションを予定しています。更に、中国子会社における実際の不正事例を考察することで中国子会社のリスク管理に資するプログラム構成としています。

今回のセミナーを、各企業管理者、中国赴任予定の皆様の実践的な知識習得の機会として是非お役立てください。

- 日時 2015年7月2日(木) 9:30～17:30(開場 9:00)
なお、17:40より、講師陣とお話いただける懇親会を予定していますので、是非ご参加ください。
- 会場 [有限責任監査法人トーマツ 有楽町オフィス セミナールーム](#)
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル 北館 17階
- 定員 80名
※ご同業者の方、もしくはお申込みが定員を超えた場合、お断りする場合がありますので、ご了承下さい。
- 受講料 1名様 20,000円(資料代、税込)
《資料》講義で使用する日中対訳形式の書籍『企業会計準則及び応用指南』『企業会計準則 応用指南 付録』『企業会計準則 2014年改訂 増補版』一式を謹呈いたします。
《お支払方法》請求書をお申込み後に送付いたします。銀行振込にてお願いいたします。
- 申込方法 Webサイト(<http://www.deloitte.com/jp/semi2443>)よりお申込み下さい。
※ 本セミナー申込に際しては、株式会社シャノンのサービスを利用しています。
ご回答いただく内容は、SSL暗号化通信により内容の保護を図っております。
※ お申込みは1名様ずつのご登録が必要となります。
※ 過去に当グループ各社のセミナーにお申込みいただいた方、または現在デロイト トーマツのメールマガジンをご購読いただいている方は、ご登録済みのID・パスワードで簡単にお申込みいただけます。

■講義内容 ※内容は一部変更させて頂く場合がございます。

| 時間 | 内容 |
|-------------|---|
| 9:30~9:35 | 開会のご挨拶 |
| 9:35~10:10 | オープニングトーク:中国投資環境最新レポート 駐在員による現地レポート |
| 10:10~11:10 | 中国の税制の概要とポイント 企業所得税、個人所得税、増値税、営業税など |
| 11:10~11:20 | 休憩 |
| 11:20~12:30 | 中国税務アップデート PE 課税/中国における BEPS と移転価格税制など |
| 12:30~13:30 | 昼食休憩 |
| 13:30~15:10 | 中国における組織再編 各分野の専門家によるパネルディスカッション |
| 15:10~15:20 | 休憩 |
| 15:20~16:40 | 中国の会計 新企業会計準則改訂の状況、IFRS との相違点と決算上の留意点 |
| 16:40~17:20 | 中国子会社をめぐるリスク管理 不正事例研究 |
| 17:20~17:30 | 質疑応答、閉会のご挨拶 |

* 講義終了後 10 分間の休憩をはさみ、講師陣とお話しいただける懇親会を予定していますので、是非ご参加ください。

■講師 有限責任監査法人トーマツ、税理士法人トーマツ、デロイト中国日系企業サービスグループの専門家等

- 注意事項
- ◆ 6 月 8 日(月)以降、順次請求書を郵送致します。
 - ◆ ご入金をもって申込み手続きが完了となります。
 - ◆ 受講のキャンセルは 2015 年 6 月 26 日(金)12:00 までにご連絡をお願い致します。これ以降のキャンセルは講義資料の郵送をもってご出席とさせて頂きますので予めご了承ください。
 - ◆ 同業者のお申込みはご遠慮ください。
 - ◆ 講義の録音はご遠慮ください。

■問合せ先 有限責任監査法人トーマツ カントリーデスク 中国室 担当: 江川、西村
TEL:03-6720-8341 E-mail: tcs-g-tokyo@tohmatu.co.jp

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香
監修:有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 江川 由美子 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
林 和彦 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029 , PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022 , PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited